

# 徳島県情報公開審査会答申第156号

## 第1 審査会の結論

徳島県議会議長の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年3月1日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県議会議長（以下「実施機関」という。）に対して「県議会議長に提出した平成23年度政務活動費収支報告書〇〇先生にかかる領収書等添付票のうち、「領収証 〇〇様 No.3」と表記のある文書すべて」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年3月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「議長に提出した平成23年度政務活動費収支報告書〇〇前議員に係る領収書等添付票のうち、「領収証 〇〇様 No.3」と表記のある全ての文書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成28年3月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成28年4月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、一部を公開しないとされた本件公文書の「領収証に記載されている領収者の住所、氏名、個人印」のうち個人印を除く該当部分（以下「本件情報」という。）を、公開するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述にお

ける異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件公文書は、駐車場の使用料を徴収した事業者の領収証であり、本件領収者は長期にわたり業として駐車場を経営すると推定されるものであるから、条例第8条第1号を適用して非公開としたことは誤りである。

(2) 条例第8条第1号の規定は個人に関する規定であり、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」と明文されている。本件公文書は、平成23年4月から7月までの駐車場使用料の領収証であり、領収金額として毎月6,000円が領収されている。これは事業として適当な金額であり、本件領収者は条例第8条第1号の規定は適用されない個人事業者である。

(3) 実施機関は、「本件領収者が個人事業者かどうか不明であり、異議申立人から個人事業者であると証明されていない」と主張しているが、個人事業者であることは、①領収の名目、②領収期間の継続、③領収の金額等を考慮すると明白であり、実施機関は、当該住所、氏名等を知る立場であり、詳細な事情を承知の上のことである。本件事案において、個人事業者であるかどうかは、外形的な要因を考慮して判断すれば十分であり、さらなる証拠を異議申立人に要求することは、条例の趣旨を理解できていないものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 条例第8条第1号の該当性について

本件公文書に記載されている事項中の本件情報については、特定の個人を識別することができる情報であり、本号のただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるため、非公開としたものである。

##### 2 異議申立人の個人事業者との主張について

異議申立人は、「本件公文書は、駐車場の使用料を徴収した事業者の領収証である」と主張しているが、本件公文書に記載されている領収者の情報は、住所と署名、押印がなされているのみで、客観的にみて事業者と推認される事情は認められない。

また、「長期にわたり業として駐車場を経営すると推定される」と主張しているが、推定される根拠が何ら示されておらず、根拠なく「推定される」という理由をもって不開示情報を開示することができないことは明らかである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号）第8条第1項の規定に基づき〇〇議員から徳島県議会議長に提出された平成23年度の収支報告書に添付された「領収書等添付票」のうち「領収証 〇〇様 No.3」と表記のあるもの全てであり、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

## 2 領収者が個人事業者であるかどうかについて

本件公文書に記載されている領収者の本件情報が、個人に関する情報であるのか、それとも個人事業者すなわち「事業を営む個人」の当該事業に関する情報であるのかについて、異議申立人は後者であると主張し、実施機関は前者であると主張しているため、以下検討する。

異議申立人は、本件公文書が「駐車場の使用料を徴収した事業者の領収証であり、本件領収者は長期にわたり業として駐車場を経営すると推定されるものである」、「領収金額として毎月6,000円が領収されており、これは事業として適当な金額である」、「個人事業者であるかどうかは、①領収の名目、②領収期間の継続、③領収の金額等の外形的な要因を考慮して判断すれば十分である」として、本件公文書記載の領収者を個人事業者であると主張する。

条例第8条第1号及び第2号にいう「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人を指すものとされている。本件公文書はいずれも駐車料金についての領収証であり、地方税法第72条の2第8項第4号（不動産貸付業）又は同項第13号（駐車場業）の事業を営む個人に該当する可能性もある。

しかしながら、当審査会において見分したところ、本件公文書には、いずれも領収者の「住所」、「氏名」及び「個人の印影」が記載されているが、個人事業者と認められるような屋号等の肩書きは記載されておらず、また、領収金額の「6,000円」という記載をもって「事業として適当な金額である」とは断定できず、平成23年4月から7月までの4か月分の領収期間の継続をもって「本件領収者が業として駐車場を経営する」とも断定できないため、異議申立人のいう外形的な要因だけでは、明確に個人事業者であると認めることはできなかった。

したがって、実施機関が、本件公文書に記載された領収者の情報から見て個人事業者と推認できない以上、個人であると判断したことは、不合理とまでは言えない。

次に、本件情報が個人に関する情報であるとして、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを以下検討する。

## 3 条例第8条第1号の該当性について

### (1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個

人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定めている。

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 公務員等の職務遂行に関する情報」については、当該非公開情報から除外する旨を定めている。

さらに、「ハ 公務員等の職務遂行に関する情報」のうち、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害する場合がある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は非公開にすべき旨を定めている。

#### (2) 条例第8条第1号の該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている事項中「本件情報」が本号に該当するとして非公開としている。

当審査会において見分したところ、本件公文書には、いずれも領収者の「住所」、「氏名」及び「個人の印影」が記載されていることが認められた。これらの情報は、明らかに特定の個人を識別できる情報であると認められることから、本号本文に該当する。

また、これらの情報を何人にも公にする法令上の根拠や慣行もないことから、本号イに該当せず、さらにロ及びハのいずれにも該当しないため、本件情報が本号本文に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 4月11日	諮問
5月25日	実施機関からの理由説明書を受理

5月29日	異議申立人からの意見書を受理
6月27日	審議（第136回審査会）
7月27日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第137回審査会）
8月29日	審議（第138回審査会）
10月 3日	審議（第139回審査会）
11月17日	審議（第140回審査会）
12月12日	審議（第141回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	

益田歩美委員は，徳島県情報公開審査会審議要領第13条第1項の規定により，会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。